

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第10号

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年四日市市条例第5号。以下「条例」という。）<u>第10条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付請求)</p> <p>第4条 会派の代表者は、<u>条例第4条第1項の交付請求を行う場合は、経理責任者の確認を経て、市長に政務活動費交付請求書（第5号様式）を提出するものとする。</u></p> <p><u>2 条例第4条第1項に規定する領収書その他の証拠書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>政務活動に要した支出に係る領収書（調査研究費、研修費、要請・陳情活動費及び会議費に係る旅費にあ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年四日市市条例第5号。以下「条例」という。）<u>第12条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付請求)</p> <p>第4条 会派の代表者は、<u>前条第1項の交付決定の通知があった場合は、直ちに市長に政務活動費交付請求書（第5号様式）を提出するものとする。</u></p>

っては、旅費明細（第6号様式）
。ただし、領収書を真に徴し難い
きは、支払金額、支払年月日、支払
先、支払事由及び領収書を徴し難い
事由を記載した文書

(2) 政務活動が完了したことを証する
書類（調査研究費、研修費、要請・
陳情活動費及び会議費にあつては、
報告書（第7号様式）

（概算払及び前金払）

第5条 条例第4条第1項ただし書の規
定により概算払による交付を請求する
ことができる経費は、調査研究費、研
修費、要請・陳情活動費及び会議費に
係る旅費とする。

2 条例第4条第1項ただし書の規定に
より前金払による交付を請求すること
ができる経費は、調査研究費、研修費
、会議費、広報費及び事務費のうち、
前金で支払をしなければ契約しがたい
請負、買入れ若しくは借入れに要する
経費、負担金又は委託費とする。

3 前2項の規定による政務活動費の概
算払又は前金払を受けた会派の代表者
は、当該政務活動の完了後、速やかに

2 会派の代表者は、前条第2項の交付
額変更決定の通知により交付額が増額
される場合は、直ちに市長に政務活動
費追加交付請求書（第6号様式）を提
出するものとする。

議長を経由して市長に、概算払・前金
払精算書（第8号様式）を提出しなけ
ればならない。

（収支報告書の提出）

第6条 会派の代表者は、交付を受けた
政務活動費について、条例第7条の規
定による収支報告書（第9号様式）を
、当該交付を受けた会計年度の終了後
速やかに議長に提出しなければならない。

2 （略）

第7条 （略）

（収支報告書の提出）

第5条 会派の代表者は、交付を受けた
政務活動費について、会計帳簿を調整
するとともに、条例第9条の規定によ
る収支報告書（第7号様式）を、当該
交付を受けた会計年度の終了後速やか
に議長に提出しなければならない。

2 （略）

3 条例第9条に規定する証拠書類は、
支払伝票（第8号様式）及びその伝票
に係る領収書とする。ただし、領収書
を真に徴し難いときは、支払金額、支
払年月日、支払先、支払事由及び領収
書を徴し難い事由を記載した文書をも
って領収書に代えることができる。

4 調査研究費、研修費、要請・陳情活
動費及び会議費については、前項の支
払伝票及びその伝票に係る領収書のほ
か旅費明細（第9号様式）及び報告書
（第10号様式）を証拠書類として添
付しなければならない。

第6条 （略）

（政務活動費の返還）

第7条 市長は、条例第5条第2号、第
6条第1号及び第3号並びに第10条

に規定する返還に係る額について調査し、返還額があると認めるときは、議長を経由して会派の代表者に対し、政務活動費返還請求書（第11号様式）により返還を求めるものとする。

（収支報告書の保管）

第8条 議長は、第5条の収支報告書を当該報告書が提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（収支報告書の保管）

第8条 議長は、第6条の収支報告書を当該報告書が提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 市長は、条例第8条に規定する返還に係る額について調査し、返還額があると認めるときは、議長を経由して会派の代表者に対し、政務活動費返還請求書（第10号様式）により返還を求めるものとする。

第2号様式から第10号様式までを次のように改める。

経 由
議 長

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

四日市市長

会 派 名

代表者氏名

印

年 月 日付で交付のあった内容に変更が生じたので、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定に基づき、次のとおり変更の申請をします。

- 申請事由 (1)名称の変更 (2)代表者の変更 (3)経理責任者の変更
(4)所属議員の異動（増・減 人） (5)解散
- 変更・異動・解散年月日
- 会派の名称
- 代表者氏名
- 経理責任者氏名
- 所属議員氏名
- 交付額 (変更前) _____ 円 (変更後) _____ 円
- 増減の額 _____ 円

第3号様式（第3条関係）

経 由

議 長

政務活動費交付決定通知書

年 月 日

会 派 名

代表者氏名

四日市市長

年 月 日付けで申請のあった 年度分政務活動費については、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 年度分政務活動費交付額 円

経 由

議 長

政務活動費交付額変更決定通知書

年 月 日

会 派 名

代表者氏名

四日市市長

年 月 日付けで申請のあった 年度分政務活動費について、年 月 日付けで政務活動費交付変更申請書を受理し、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、次のとおり変更しましたので、通知します。

- | | |
|-----------|---|
| 1 変更後の交付額 | 円 |
| 2 変更前の交付額 | 円 |
| 3 増減の額 | 円 |

経 由

議 長

政務活動費交付請求書

年 月 日

四日市市長

会 派 名

代表者氏名

印

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、
年 月分政務活動費の交付を次のとおり請求します。

1 請 求 額 円

2. 政務活動費の対象となる経費

区 分	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 費		
合 計		

※概算払・前金払がある場合は、備考にその別を記載すること。

経 理 責 任 者

内 訳 明 細

年 月分 No.

区 分	金 額	内 容
調 査 研 究 費		
研 修 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 費		
合 計		

※支出に係る領収書その他の証拠書類を添付すること。

第6号様式（第4条関係）

（調査研究、研修、要請・陳情活動、会議）旅費明細

会 派 名								
参加者氏名								
用 務 先								
実 施 日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()							
目 的								
月日	発着	路 程	路 線	運 賃	特別料金	特・急料	日 当	宿 泊 料
	～	km		円	円	円	日	夜
	～						1日	1夜
	～						円	円
	～							東京特別区
	～							夜
	～						1夜	1夜
	～							円
	～							
	～							
	～							
小 計								
合 計								

※精算

	運 賃	特別料金	特・急料	日 当	宿 泊 料
精 算 額					
差 引 額					
過不足の理由					

第7号様式（第4条関係）

（調査研究、研修、要請・陳情活動、会議）報告書

年 月 日

実施日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
参加者氏名	
用務先	
対応者	
目的・内容	
成果・所感	

資料別添付

経 由

議 長

概算払・前金払精算書

年 月 日

四日市市長

会 派 名

代表者氏名

印

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条第3項の規定に基づき、
年 月分の政務活動費について、下記のとおり精算します。

1 精 算 額 円

2 過 不 足 円

※支出に係る領収書その他の証拠書類を添付すること。

経 理 責 任 者

政務活動費収支報告書

年 月 日

四日市市議会議長

会 派 名

代表者氏名

印

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、
分政務活動費にかかる収支状況を次のとおり報告します。 年度

1 交 付 額 円

2 支 出 額 円

3 経理責任者氏名

4 経費の支出明細 「 年度分政務活動費収支決算書」 のとおり

5 事 業 の 成 果

年度分政務活動費収支決算書

収 入

区 分	金 額
交 付 額	円

支 出

	区 分	金 額
1	調 査 研 究 費	円
2	研 修 費	円
3	資 料 作 成 費	円
4	資 料 購 入 費	円
5	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	円
6	会 議 費	円
7	広 報 費	円
8	広 聴 費	円
9	人 件 費	円
10	事 務 費	円
	計	円

経 由

議 長

政務活動費返還請求書

年 月 日

会 派 名

代表者氏名

四日市市長

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり
年度分の政務活動費の返還を求めます。

1 返 還 額 円

2 返 還 事 由

第 1 1 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

(議会事務局議事課)